

平成 11 年 9 月 28 日
日本長期信用銀行

当行の譲渡に関する覚書の調印について

当行は本日、金融再生委員会から、米国のリップルウッド社が中心となって組成する投資グループである、ニュー・LTCB・パートナーズ（パートナーズ社）を、当行の一括譲渡に係わる最優先交渉先とすることを決定した旨の連絡を受けました。

これを受け、先程、パートナーズ社側を代表する八城政基氏、ティモシー・C・コリンズ氏、J・クリストファー・フラワーズ氏の3氏と預金保険機構および当行との間で、本件に係わる覚書に調印いたしました。

覚書においては、同覚書に添付される「買収条件の概要」に定める取引に係る基本合意書の可及的速やかな締結に向けて、預金保険機構およびパートナーズ社が誠実に努力し交渉すること、また、誠実な交渉が継続されている限り、平成11年11月30日までの間、預金保険機構はパートナーズ社とのみ優先的に交渉を行うこと等が規定されています。

当行は、金融再生法に基づき、昨年10月に特別公的管理の開始決定を受け、経営合理化、旧経営陣の責任追及、不良債権の処理等に取り組んで参りました。特別公的管理の早期終了のため、本年2月に、ゴールドマン・サックス証券会社をフィナンシャル・アドバイザーとして選任して以降、同社および当行は、多数の買手候補先との間で、譲渡に関する交渉を行って参りました。本件は、過去数ヶ月間に亘るこれらの譲渡交渉をもとに、各買手候補先の買収戦略や買収条件等を慎重に審議された上で、今般、金融再生委員会において決定されたものであり、当行といたしましては、早期の基本合意に至るよう、最大限の協力を行いたいと考えております。

当行といたしましては、今回の決定に至るまでの間、当行を支えて下さった数多くの皆様に対して心より御礼を申し上げるとともに、金融再生法の趣旨に基づき、金融システムの安定に寄与することを目指し、特別公的管理の早期終了に取り組む所存です。また、譲渡後の新しい銀行が、よりよく皆様方にお役に立てるよう、全力を尽くして、今後の交渉に臨んで参ります。

以 上